最終更新日：2018年7月3日
株式会社やまや
代表取締役社長　山内英靖
問合せ先：社長室　室長　高橋徹郎
証券コード：9994
http://www.yamaya.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで地域社会に貢献する」ことと「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ全体の経営基本理念としています。これからもこの基本理念に基づいて、株主の利益極大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献する企業グループであることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針といたしており、これを会社の最重要課題と位置付けています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【基本原則1　株主の権利・平等性の確保】【原則1-1　株主の権利の確保】
当社は、可能な限りすべての株主に対して、実質的な平等性を確保するよう努め、少数株主を含めすべての株主の権利の確保と適切な権利行使に資するよう、「株式取扱規則」により手続を定め、その権利行使の確保に努めています。
【補充原則1-1-1】
当社は、株主総会閉会直後の取締役会において、「議決権行使結果の臨時報告書」の提出にかかる案件の審議において、その議決権行使結果を共有し、必要に応じて、結果要因の分析と対策の議論を行っております。
【補充原則1-1-2】
当社は、自らの取締役会において、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たしうるよう1名以上の独立社外取締役を選任し、業務執行取締役の監督機能を担保する体制を整えています。
【補充原則1-1-3】
当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることの無いよう配慮し、少数株主にも認められている権利については、「株式取扱規則」により手続を定め、その権利行使の確保に努めています。
【原則1-2　株主総会における権利行使】
当社は、株主総会が株主との貴重な対話の場であることを認識しております。そのため、株主総会への出席の適わない株主の議決権行使にあたっては郵送での受付をし、確実な議決権行使の環境を整えています。
【補充原則1-2-1、補充原則1-2-2】
当社は、株主総会への出席の可否に拘わらず、株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、株主総会招集通知の早期発送に常に努めております。また、株主総会招集通知の発送日に、東京証券取引所ウェブサイト（TDnet）および自社ホームページで開示しています。
【補充原則1-2-3】
当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、より多くの株主に出席していただける開催日の設定に努めています。
【補充原則1-2-4】
現在、当社の外国人株主は,その議決権数比率で１０％未満であり、今後１５％以上となった時点で株主総会招集通知の英訳や議決権の電子行使を可能とするための環境作りを進めていきます。
【補充原則1-2-5】
当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自らその議決権を行使することをあらかじめ希望する場合には、その株主名義人である信託銀行と協議のうえで対応を行います。
【原則1-3　資本政策の基本的な方針】
当社は、確実な利益配分を経営の重要課題と位置づけ、利益剰余金からの安定配当を継続することが配当政策上重要であると認識しています。持続的な業績向上を通じた増配を目指し、内部留保金については、財務体質の強化と将来の事業基盤強化に繋がる戦略的投資に対して有効に活用することとしております。
【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
1.当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て、売却します。
2.株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に活かす方向で議決権を行使します。
【原則1-5　いわゆる買収防衛策】
現状の株主構成および、当社株式の金融商品取引市場における流動性を鑑み、会社支配を目的とする３０％以上の株式が取得されることは現実的ではないという観点から、「会社の支配に関する基本方針」を定めておりません。しかしながら、今後の当社の事業規模や取り巻く環境変化等を勘案しながら「会社の支配に関する基本方針」及び「買収防衛策」の策定についての検討は続けていきます。
【補充原則1-5-1】
当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての対応を速やかに開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。
【原則1-6　株主の利益を害する可能性のある資本政策】
当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、独立社外取締役の意見・助言に配慮しつつ、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、情報を速やかに開示し、必要に応じて、株主総会や決算説明会等で説明をします。
【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会規程、職務権限規程により、あらかじめ取締役会での

決議を必要としており、その決議にあたっては該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外しています。
また、当社および連結子会社の役員含め、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期末実施しています。

【基本原則2　株主以外のステークホルダーとの適切な協働】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創出のため、株主をはじめとするステークホルダーとの協働に努めるべきであると認識しております。
当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことと「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことを当社グループ全体の経営基本理念とし、株主の利益極大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献する企業グループであり続けられるよう、取り組んでいます。
【原則2-1　中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】
当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことと「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ全体の経営基本理念としております。これからもこの基本理念に基づいて、株主の利益極大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献する企業グループであることを、コーポレート･ガバナンスの基本方針といたしており、これを当社グループの最重要課題と位置付けております。
【原則2-2　会社の行動準則の策定･実践】
当社は、上記の経営理念に基づき、以下を「行動規範」として当社の構成員全員への周知徹底を実践しています。
1．顧客が正しいと考え、行動する。
2．同時に元方を尊重する。
3．進取独立し、専門を進化させる。
【補充原則2-2-1】
取締役会には、経営陣が適宜報告を行ない、必要に応じたレビューの議論を行っています。
【原則2-3　社会･環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】
当社は、地域貢献や環境保全･リサイクルなどの、CSR活動に積極的に取り組み、そのような非財務情報についても会社案内やホームページ等にて開示･発信することを心がけています。
【補充原則2-3-1】
当社の取締役会は、サステナビリティーを巡る課題の重要性は十分に認識しており、上記CSR活動や多様性の受容に積極的に取り組んでいます。
【原則2-4　女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
当社は、女性従業員が活き活きと働き、活躍できる職場環境作りや、個々のワークライフバランスの実現に向けた施策として、育児･子育て･介護等の様々なライフステージに対応した働き方を可能とする仕組み作りに常に取り組んでいます。また、障がい者の雇用についても、法定雇用率の維持･拡大を図り、多様性の確保に努めています。
【原則2-5　内部通報】【補充原則2-5-1】
当社は、内部通報に係る独立した体制を整備し、従業員等が不利益を被ることなく違法や不適切行為等を通報･相談できる「行動規範１１０番」を設置しています。当「行動規範１１０番」の実績等は、適宜取締役会に報告されています。

【基本原則3　適切な情報開示と透明性の確保】
当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでいます。また、情報の開示に当たっては、正確で分かりやすい記述で行い、利用者にとって有用性の高い記載となるよう努めています。
【原則3-1　情報開示の充実】
1．当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことと「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ全体の経営基本理念としております。
2．この経営基本理念に基づいて、株主の利益極大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献する企業グループであることを、コーポレート･ガバナンスの基本方針といたしており、これを当社グループの最重要課題と位置付けております。
3．取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を社内規程にて整備し、株主総会招集通知の事業報告、有価証券報告書、本コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。
4．取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを、別途定める取締役規程に則り人事部にて検討し、取締役会にて決定し、株主総会に諮っております。
5．社外取締役候補者･社外監査役候補者の選任理由は、各候補者の経歴および重要な兼職の状況とともに、株主総会招集通知の事業報告および議案参考書類や本ガバナンス報告書にて開示しております。
【補充原則3-1-1】
当社は、情報の開示にあたって、分かりやすく具体的な記述で行い、みなさまにとって付加価値の高い記載となるように努めております。
【補充原則3-1-2】
現在、当社の外国人株主は、その議決権数比率は１０％未満であり、今後１５％以上となった時点で株主総会招集通知の英訳や議決権の電子行使を可能とするための環境作りを進めてまいります。
【原則3-2】　外部会計監査人
当社は、外部会計監査人が、適正な監査の確保ができるよう、監査役会、監査室及び経理部･総務部等関連部署と連携して、監査スケジュールや監査体制の確保に努めております。
【補充原則3-2-1】
1．外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握･評価を行っています。
外部会計監査人の選定、評価を行う際には、監査品質、品質管理、独立性、職務の執行状況、欠格事由の有無、内部管理体制、監査実績、監査報酬等について基準を設け、総合的に判断することとしています。
2．外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。
なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性･専門性ともに問題ないものと認識しています。
【補充原則3-2-2】
1．外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。
2．外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各取締役及び執行役員等の経営陣幹部との面談時間を設けています。
3．会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役や社外取締役との連携を確保しています。また、常勤監査役は監査室と連携し、随時必要な情報交換を行うと共に、外部会計監査人は監査室と直接的な連携を取れるようになっているため、外部会計監査人が必要とする情報について随時開示が可能な体制となっています。
4．外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備･問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により、各管掌取締役及び執行役員が中心となり、調査･是正を行い、その結果報告を行う体制としています。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、監査室その他関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を行います。

【基本原則4　取締役会等の責務】
当社は、取締役会にて、グループ戦略・経営計画等の方向性を決定しております。経営と執行を分離するため、執行役員制度を導入し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、独立社外取締役を2名選任することにより、実効性の高い監督の実現に取り組んでいます。
また、監査役においても、独立社外監査役を2名選任し、取締役の業務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しています。
【原則4-1　取締役会の役割・責務（1）】
当社は、経営理念を確立しており、取締役会は、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、グループ戦略や経営計画等を独立社外取締役・監査役からの積極的な意見と建設的な議論を踏まえ、策定しております。また、重要な業務執行の決定を行う場合には、経営理念やグループ戦略・経営計画等と照らしあわせて審議・決議しています。
【補充原則4-1-1】
当社は、職務権限規程・取締役会規程により、社長・執行役員・部長等の職務責任・権限を明確に定め、取締役会・部長会それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁しています。取締役会は持続可能な成長と企業価値向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・職務権限規程で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、最善の意志決定をおこなっています。
【補充原則4-1-2】
当社は、「持続的な成長」を目指すことをグループ経営の目標と考えており、成長指標として「売上高成長率」、「売上高営業利益率」を重視しており、グループ中長期目標として、売上高営業利益率5％、売上高合計2000億規模、店舗数合計1400店舗を掲げています。
【補充原則4-1-3】
当社は、取締役会において、次期経営者や取締役の決定をおこない、透明性・公平性の高い後継者指名を株主総会に諮る体制を確立しております。
【原則4-2　取締役会の役割・責務（2）】
当社は、リスクテイクを支える環境整備を行い、コンプライアンス（法令遵守）を含む、行動規範を定めています。また、取締役会において決議すべき提案に関し、それぞれの取締役が独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、決議された提案は、業務執行取締役・執行役員が監督・執行責任を担っています。取締役の報酬については、業績を勘案して決定しています。
【補充原則4-2-1】
当社グループは、取締役の報酬について、株主総会にて決議された年間総額の範囲内において決定しています。
【原則4-3　取締役会の役割・責務（3）】
当社グループは、代表取締役社長を中心に、関連役員等との合議により、客観性の高い取締役の評価を行っています。
情報開示については、社長室・総務部・経理部等、情報開示に係る部署が都度協議・連携し、管掌取締役および代表取締役社長が確認し、適時かつ正確な情報開示に努めています。
関連当事者取引については、取締役会規程、職務権限規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議にあたっては該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外しています。また、当社および連結子会社の役員含め、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期末実施しております。
【補充原則4-3-1】
当社は、取締役・執行役員の評価について、取締役規程・執行役員規程の方針・手続に従い、公正かつ透明性の高い評価を実施しています。
【補充原則4-3-2】
当社は、代表取締役社長を中心とする内部統制委員会と、危機管理規程を設け、月次の定例委員会の内容を業務執行取締役及び執行役員で構成される部長会に報告することで、リスクの未然防止及びリスク管理を行う体制を構築しています。
【原則4-4　監査役及び監査役会の役割・責務】
当社は、常勤監査役1名と社外監査役2名を選任し、各監査役及び監査役会は、独立した立場で監査役としての役割・責務を果たしています。
また、各監査役は、公認会計士、税理士等高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらの知識や経験を活かして、取締役会及び経営陣に対して積極的に意見を述べています。
【補充原則4-4-1】
常勤監査役は、業務執行取締役と常時意見交換できる体制であり、社内の経営会議を含む重要な会議にも参加し積極的に意見を述べ、社外監査役にも積極的に情報の共有を行っています。　また、社外取締役とも必要に応じて意見交換を行う等連携を図っています。
【原則4-5　取締役・監査役等の受託者責任】
当社の取締役・監査役及び経営陣は、株主からの受託者責任を果たすために、適時・適切な情報公開を行うことが重要であると認識し、各ステークホルダーに対して必要な情報は、積極的に開示をおこなっております。
【原則4-6　経営の監督と執行】
当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、複数名の独立社外取締役・独立社外監査役を選任し、取締役会において積極的に意見を伺うことで、実効性のある経営の監督体制を確立しています。
【原則4-7　独立社外取締役の役割・責務】
1．当社の独立社外取締役2名は、企業経営の経験者であり、それぞれが持つ専門的知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等へ適確な助言・提言を行っています。
2．当社の独立社外取締役2名は、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また、その他の重要な意思決定を通じ、経営に対する監督を行っています。
3．当社の独立社外取締役2名は、利益相反の監督等を独立した立場で行っています。
4．当社の独立社外取締役2名は、経営陣から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しています。
【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役2名、社外監査役2名が在席しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外役員独自の外的な視点から業務執行取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立役員としての責務を十分に果たしております。加えて監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員4名で十分に経営の監視及び監督は機能しているものと考えています。
【補充原則4-8-1】
当社は、次の理由から「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置しないことといたします。
1　「独立社外者のみを構成員とする会合」は、取締役のうち社外取締役の人数が少なく、当該意見が反映されづらい環境を是正するために有効と考えますが、当社は取締役全7名のうち2名の社外取締役を選任しており、取締役会等においても発言しやすい環境にあると考えます。
2　社外役員は、当社の事業領域における卓越した知見と豊富な経験を有しており、それを個々に発揮することが求められていますが、「独立役員のみを構成員とする会合」を設置することにより、ある種の共通認識が形成され、当該認識に対する反対意見を述べづらいなど、その独立性を阻害する可能性があります。
【補充原則4-8-2】
当社は、次の理由から「筆頭独立社外役員」を定めないことといたします。
1　「筆頭独立社外役員」を定めることで、独立社外役員間の序列意識、筆頭者への依存意識を醸成する可能性があります。
2　社外役員は、それぞれ当社の事業領域における卓越した知見と豊富な経験を有しており、それを個々に発揮することが求められていることから、必ずしも社外役員間での意見が統一される必要はないと考えます。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと」を最優先判断基準とし、東京証券取引所が定める独立性判断基準のうち、重点的に以下の掲げる要件に該当しないことを「独立性判断基準」とし、それら基準・要件を満たす者を独立社外取締役として選定し、東京証券取引所に届出しております。
1　当社を主要な取引先とする者又またはその業務執行者
2　当社の主要な取引先またはその業務執行者
3　当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
4　過去において、上記1、2または3に該当していたもの
5　次の（1）から（3）までのいずれかに掲げるものの2親等内の親族
（1）上記1から4までに掲げるもの
（2）当社の子会社の業務執行者
（3）当社の子会社の業務執行者でない取締役
【原則4-10　任意の仕組みの活用】【補充原則4-10-1】
当社グループは、監査役会設置会社を採用しております。十分な独立役員を確保し、取締役会・監査役会が各々十分に機能していることから、任意の仕組みへの移行は考えておりません。
【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、定款で定めるところの定員内において、企業経営経験者、豊富な事業経験を持つ者、担当事業分野に精通した者等で構成されています。また監査役会は、定款で定めるところの定員内において、公認会計士、税理士、事業会社出身者で構成されています。
また、取締役の選任に関しては、取締役規程に基づき、当社グループの企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、取締役会で決定し、株主総会決議をもって就任しています。
【補充原則4-11-2】
当社は、社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役および取締役・監査役候補者の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。
また、本報告書の更新日時点における社外取締役および社外監査役の兼職の状況につきましては、本報告書の「２．１．【取締役関係】会社との関係(2)」および「２．１．【監査役関係】会社との関係(2)」に記載、開示しております。
【補充原則4-11-3】
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法　および対費用効果も含め検討してまいります。
【原則4-12　取締役会における審議の活性化】
当社の取締役会は、2名の独立社外取締役による問題提起や助言・示唆を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を行っています。
特に独立社外取締役は、企業経営や流通事業における専門的な知識と豊富な知見・経験に基づき、経営戦略当へ適確な助言や重要な意思決定による経営に対する監督、利益相反の監督等を独立した立場で行っています。
【補充原則4-12-1】
1　取締役会資料の事前配布を常に心がけて取り組んでいます。
2　取締役会に先立ち、必要に応じて、社外取締役には管掌取締役が十分な説明を行い、社外監査役には常勤監査役が説明するなど、審議・判断に必要となる情報を事前に提供できるよう努めています。
3　取締役会の年間開催スケジュールや予想される審議事項については、あらかじめ取締役会事務局（総務部）にて決定し、伝達しています。
4　取締役会は原則月一回開催し、決算承認など必要に応じ臨時で開催しています。
5　取締役会での審議時間を十分に確保し、必要に応じ時間調整を行っています。
【原則4-13　情報入手と支援体制】
取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。
取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っています。
監査役については、監査室及び内部統制委員会が中心となり、その支援を行っています。
この他にも、取締役及び監査役の職務に応じ、適宜各部門の人員が支援にあたる体制としています。
【補充原則4-13-1】
取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局や関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。
監査役は、取締役や監査室及び内部統制委員会と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。
【補充原則4-13-2】
取締役及び監査役は業務上必要と認められる場合、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用し検討を行っています。
なお、費用負担については会社に請求できる体制となっています。
【補充原則4-13-3】
監査室は、実施した監査結果及び監査の過程で把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、代表取締役に報告の上、管掌取締役及び監査役へ報告を行なっています。報告された問題点等については、管掌取締役や監査役から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っています。
また、当社では、社外取締役や社外監査役の指示を受けて、随時、常勤取締役や常勤監査役を通じて、本社各部門が、社外取締役や社外監査役からの依頼を受けられる体制を採っています。
【原則4-14　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役に限らず、広く全社員に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋しています。また、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供し、その際の費用負担については会社に請求できます。
【補充原則4-14-1】
当社は、社外取締役及び社外監査役が、事業・財務・組織等に関するセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行っています。その際の費用については会社に請求できます。
【補充原則4-14-2】
当社グループの事業に関わる理解を深めるために必要な説明は、取締役会に対する定期的な報告の中で実施する他、取締役からの要望に応じて実施しています。なお、新任取締役に対しては、その就任後すみやかに、当社グループの事業に関わる説明を実施しています。
また、要望に応じて、最新の法令などを学ぶ機会を会社が提供しています。

【基本原則5　株主との対話】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外においても、経営陣幹部や取締役は株主と建設的に対話を

行い、自らの経営方針を株主に分かりやすく説明し、その理解を得ることが重要であると認識しています。そのため、IR管掌取締役を中心とするIR体制の整備に努め、当社への理解を深めてもらうために、定期的に機関投資家との面談を行う場を設けています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】【補充原則5-1-1、5-1-2、5-1-3】

当社は、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、適確かつ迅速な経営情報の開示を推進するとともに、株主・投資家・ステークホルダーとの建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに努めております。

1，2　面談主旨や関心事項の把握に努め、IR・広報担当の社長室を窓口とし、代表取締役社長を対話を統括する経営陣としております。
必要に応じ、経理・財務担当執行役員や総務・法務担当執行役員等の経営陣が株主との対話に参画させていただいています。

3　アナリスト・機関投資家・報道メディア向けの決算説明会を、中間期・期末の年2回開催しております。また、ホームページ等の情報インフラを活用し、決算短信や決算説明会資料、月次業績速報、事業報告書等を開示し、積極的な情報開示に努めています。さらに、IR個別訪問や電話会議などのご希望にも対応しています。

4　対話によって得られたみなさまの関心事項を適時当社経営陣や業務執行役員にフィードバックし、共有することにより、IR活動の充実を図っています。

5　各四半期決算期末翌日から、決算短信開示までの期間をIR自粛期間（サイレント期間）と定め、決算内容に関してコメントすることやご質問にお答えすることを控えています。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】

中長期目標を、
売上高営業利益率5％
売上高合計2000億円規模
店舗数合計1400店
とさせていただき、実行計画においては、環境変化等に応じた見直しを都度おこなっています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】

1．当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て、売却します。

2．株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に活かす方向で議決権を行使します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会規程、職務権限規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議にあたっては該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外しています。
また、当社および連結子会社の役員含め、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期末実施しています。

【原則3-1　情報開示の充実】

1．当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことと「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ全体の経営基本理念としております。

2．この経営基本理念に基づいて、株主の利益極大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献する企業グループであることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針といたしており、これを当社グループの最重要課題と位置付けております。

3．取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を社内規程にて整備し、株主総会招集通知の事業報告、有価証券報告書、本コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。

4．取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを、別途定める取締役規程に則り人事部にて検討し、取締役会にて決定し、株主総会に諮っております。

5．社外取締役候補者・社外監査役候補者の選任理由は、各候補者の経歴および重要な兼職の状況とともに、株主総会招集通知の事業報告および議案参考書類や本ガバナンス報告書にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、職務権限規程・取締役会規程により、社長・執行役員・部長等の職務責任・権限を明確に定め、取締役会・部長会それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁しています。取締役会は持続可能な成長と企業価値向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・職務権限規程で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、最善の意志決定をおこなっています。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名が在席しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外役員独自の外的な視点から業務執行取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立役員としての責務を十分に果たしております。加えて監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員4名で十分に経営の監視及び監督は機能しているものと考えています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと」を最優先判断基準とし、東京証券取引所が定める独立性判断基準のうち、重点的に以下に掲げる要件に該当しないことを「独立性判断基準」とし、それら基準・要件を満たす者を独立社外取締役として選定し、東京証券取引所に届出しております。

1　当社を主要な取引先とする者又またはその業務執行者
2　当社の主要な取引先またはその業務執行者
3　当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
4　過去において、上記1、2または3に該当していたもの
5　次の（1）から（3）までのいずれかに掲げるものの2親等内の親族
（1）上記1から4までに掲げるもの
（2）当社の子会社の業務執行者
（3）当社の子会社の業務執行者でない取締役

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定めるところの定員内において、企業経営経験者、豊富な事業経験を持つ者、担当事業分野に精通した者等で構成

されています。また監査役会は、定款で定めるところの定員内において、公認会計士、税理士、事業会社出身者で構成されています。
また、取締役の選任に関しては、取締役規程に基づき、当社グループの企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、取締役会で決定し、株主総会決議をもって就任しています。

【補充原則4-11-2】
当社は、社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役および取締役・監査役候補者の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。
また、本報告書の更新日時点における社外取締役および社外監査役の兼職の状況につきましては、本報告書の「2．1．【取締役関係】会社との関係(2)」および「2．1．【監査役関係】会社との関係(2)」に記載、開示しております。

【補充原則4-11-3】
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法　および対費用効果も含め検討してまいります。

【補充原則4-14-2】
当社グループの事業に関わる理解を深めるために必要な説明は、取締役会に対する定期的な報告の中で実施する他、取締役からの要望に応じて実施しています。なお、新任取締役に対しては、その就任後すみやかに、当社グループの事業に関わる説明を実施しています。
また、要望に応じて、最新の法令などを学ぶ機会を会社が提供しています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】【補充原則5-1-1、5-1-2、5-1-3】
当社は、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、適確かつ迅速な経営情報の開示を推進するとともに、株主・投資家・ステークホルダーとの建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに努めております。
1，2　面談主旨や関心事項の把握に努め、IR・広報担当の社長室を窓口とし、代表取締役社長を対話を統括する経営陣としております。
　　必要に応じ、経理・財務担当執行役員や総務・法務担当執行役員等の経営陣が株主との対話に参画させていただいています。
3　アナリスト・機関投資家・報道メディア向けの決算説明会を、中間期・期末の年2回開催しております。また、ホームページ等の情報インフラを活用し、決算短信や決算説明会資料、月次業績速報、事業報告書等を開示し、積極的な情報開示に努めています。さらに、IR個別訪問や電話会議などのご希望にも対応しています。
4　対話によって得られたみなさまの関心事項を適時当社経営陣や業務執行役員にフィードバックし、共有することにより、IR活動の充実を図っています。
5　各四半期決算期末翌日から、決算短信開示までの期間をIR自粛期間（サイレント期間）と定め、決算内容に関してコメントすることやご質問にお答えすることを控えています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
山内コンサルタント株式会社	2,476,000	22.82
山内英靖	2,169,640	20.00
イオン株式会社	2,072,730	19.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	385,700	3.55
山内浩晶	325,260	2.99
株式会社七十七銀行	220,000	2.02
山内英房	197,960	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	174,900	1.61
山内一枝	85,800	0.79
MSCO CUSTOMER SECURITIES	84,245	0.77

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横尾博	他の会社の出身者							△				
山岸洋	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横尾博	○	同氏は、当社の主要株主であるイオン株式会社の子会社であるミニストップ株式会社の代表取締役として小売業の経営を経験しており、イオン（株）の専務執行役、グループ商品責任者を経て、2014年5月より同社の取締役兼取締役会議長を務めております。	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を有しており、その経歴をいかし、当社の経営全般に対する監督、チェック機能をはたしていくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したものであります。2013年6月から社外取締役に選任いたしております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として届出ています。

山岸洋	○	―――	会社法に精通し、経営における法務コンサルティングの豊富な知見、経験を有しており、その経験をいかし当社の経営全般に対する監督、チェック機能をはたすことで当社の経営における法務体制を強化できると判断したものであります。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として届出ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、有限責任監査法人トーマツと次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行なっております。
1.会計監査人の監査計画の説明聴取 年1 回
2.会計監査人の四半期及び期末の監査報告の受領及び説明聴取 年4 回
3.会計監査人の独立性の監視 随時
4.会計監査人の監査への立会 監査の都度随時
5.その他情報交換や意見交換 随時（ほぼ隔月）
監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査部門との連携状況については、監査計画および実施結果について、適宜･適切に意見交換しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木一樹	公認会計士													○
黒澤徳治	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木一樹	○	学校法人北杜学園の理事長であり、霞友有限責任監査法人、霞友会計事務所に所属しております。	学校法人の理事長、公認会計士としての豊富な経験をもとに、会社経営に関する諸事項について会計、税務的な観点から意見、提言をいただいています。同氏、及び同氏が所属する学校法人北杜学園、霞友有限責任監査法人、霞友会計事務所は、過去及び現在において当社といかなる利害関係はないことにより、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として届出ています。
黒澤徳治	○	―――	税理士としての豊富な経験をもとに、会社経営に関する諸事項について会計、税務的な観点から意見、提言をいただいています。同氏の配偶者が代表を勤める会計事務所と当社は顧問契約を結んでおりますが、契約内容、取引内容と照らして、同氏の独立性に影響を与えるおそれは無いと判断しております。同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として届出ています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブ付与に関する施策の必要性を有しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3 月期の取締役に支払った報酬等の総額は以下のとおりです。
取締役 8名 支給額136百万円
(うち社外取締役) (3名) (支給額 7 百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の決定方針については、各人の役位、在勤年数などを基にして貢献度などの諸般の事情を勘案し、株主総会で決議された範囲内において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。
社外取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っています。
社外監査役については、監査室及び内部統制委員会が中心となり、その支援を行っています。
この他にも、取締役及び監査役の職務に応じ、適宜各部門の人員が支援にあたる体制としています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は「取締役会」「監査役会」制度を採用しております。社外取締役の任用、執行役員制度の導入により、業務の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離しております。また、取締役、執行役員の任期を1年と定め経営責任の明確化を図っております。
取締役会は、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の審議決定、各取締役の職務執行状況の監督をしております。
監査役会は毎月1回開催され、法令・定款に定められた事項のほか重要な監査業務に関する事項について協議しております。また、取締役会等重要な会議への出席、社内書類の閲覧を行なうとともに、内部監査室と連携を図り、内部統制状況などの監査を実施しております。
また、取締役会の決議事項についての事前審議および取締役会から委任された経営に関する事項についての審議・決定、経営の方針や経営情報の共有、業務執行の状況報告等の確認、グループ各社への経営方針についての浸透や経営の執行状況の確認のため、執行役員、部長、グループ各社の取締役を含めた、部長会（業務執行会議）を原則として毎週月曜日に開催しております。
なお、当社の監査役3名（うち社外監査役2名）、社外取締役2名は法令、財務、会計、企業統治等に関して専門的な見識を有しており、或いは、職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査あるいは監視に留まらず、外部者の立場から経験全般について大局的な観点で助言をおこなっており、経営の監視機能の客観性、中立性を確保していると考えています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、後述する、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況ほかに記載したとおり具体的な体制が整っており、整備されていると考えております。従いまして、当社は、現状のガバナンス体制を継続してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年株主総会の招集通知は法定発送日より7日早く発送し、発送前に、東証TDNetの縦覧書類及び当社ＨＰにて開示いたしました。今後も早期発送を心がけてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の集中日を可能な限り避けて開催日を設定し、より多くの株主の皆様が出席できるように配慮しています。
その他	株主総会では、映像等を利用しわかり易く、親しみやすい株主総会を目指しています。 また、当社の店舗、商品などのパネルを展示し、当社オリジナル商品の試飲･試食などをおこない、親しみやすい雰囲気つくりを心がけております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	情報開示基本方針（ディスクロージャーポリシー）を定め、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに、会社の情報を「適時に」「正確に」「分かりやすく」「公平に」開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期の決算短信をホームページに掲載しています。 本決算･中間決算毎に実施している決算説明会の資料をホームページに掲載しています。 月次売上の進捗状況を速報形式でホームページに掲載しています。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算･中間決算毎に東京で決算説明会を実施しております。 毎四半期の決算短信をホームページに掲載しています。 中間決算･本決算毎に実施している決算説明会の資料をホームページに掲載しています。 月次売上の進捗状況を速報形式でホームページに掲載しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	毎四半期の決算短信を掲載しています。 中間決算･本決算毎に実施している決算説明会の資料を掲載しています。 月次売上の進捗状況を速報形式で掲載しています。 中間決算･本決算毎に株主に配布しているビジネスレポートを掲載しています。 株主総会招集ご通知、株牛総会決議通知書を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室をIRの担当部署と定めています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範、コンプライアンスガイドラインを定め、ステークホルダーの立場を尊重することを定め、徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動、大規模な地震などの災害、イオングループと連携した発展途上国への学校建設などの募金活動、ならびに植樹活動を行なっております。また、全店舗において、ペットボトル、空缶、空ビン等の回収を積極的に行ない、循環型、省資源についても取り組んでおります。また、法定雇用率維持拡大など、障がい者雇用にも積極的に取り組んでいます。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針（ディスクロージャーポリシー）を定め、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに、会社の情報を「適時に」「正確に」「分かりやすく」「公平に」開示することを基本方針としています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことと「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことという、グループ全体の経営理念を全ての役職員が共有し、お客様、お取引先様、社員はもとより当社が関わる全ての方々に毎日の業務を通じて貢献することを業務運営の基本方針とする。
当社はこの方針を実現するために、「業務の信頼性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性の向上」、「法令遵守」、並びに「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
具体的には、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置することに加え、連結ベースでの管理体制強化のため、当社の内部統制委員会はグループ横断的に、内部統制システムの整備を推進する。
2．取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び使用人が国内外の法令、社内規定、社会規範、倫理等を遵守（以下コンプライアンスという）した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有する。
また、その徹底を図るため、内部統制委員会及び監査室は連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告される。
3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役、監査役、内部統制委員会及び監査室は、社内規定により、常時、これらの文書等を閲覧できる。
4．損失の危機の管理に関する規定その他の体制
当社は、リスク管理についてリスクの種類ごとに各規定・マニュアルを制定しており、平時においては、各部門所轄業務に付随する危機管理は担当部門がこれを行なうとともに、組織横断的な危機状況の監視並びに全社対応は総務部がこれを行ない、有事においては、社長を本部長とする「本社対策本部」が統括して危機管理を行なう。
なお、内部統制委員会及び監査室は各部門毎及び全社の危機管理の状況を監査し、その結果は定期的に取締役会、監査役会、部長会に報告される。
5．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。
6．当社及び当社グループ会社における業務の適正化を確保するための体制
当社及び当社グループの子会社は、本「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた行動をとる。
子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議の上、決定するものとする。
当社の内部統制委員会及び監査室は当社グループ会社横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果は定期的に取締役会、監査役会、部長会に報告される。
監査室及び監査役は、会計監査人と連携し、当社及び当社グループ会社全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行なう。
7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役は、監査室所属の職員及び内部統制委員会に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受けない。
8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
当社は、取締役及び使用人が監査役会に対し、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響あるいは損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス状況等について速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査役会の協議により決定する方法による。
9．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、会社における重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会の他、当社及び当社グループの会議に積極的に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、監査室及び内部統制委員会と適宜協議するものとし、定期的に取締役、会計監査人と意見交換会を開催する。
10．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、内部統制委員会を設置して、体制の整備を行なう。
当社は、子会社を含めたグループ全体の財務報告の信頼性を担保すべく、監査室及び内部統制委員会の統括のもと、統制環境から実際の業務の統制活動までのあるべき姿を文書化し、その遵守状況（内部統制の有効性）を点検する。
財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必用な業務プロセスに係る内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の自己点検を各部門長が実施し、各部門長は自己点検結果を社長に報告し、社長が評価を行なう。

●内部統制システムの整備状況
1．コンプライアンス体制の整備状況
当社は、法令遵守、モラルや社会が求める企業姿勢等を常に尊重するために、コンプライアンスガイドラインを定め、役職員がコンプライアンス意識を維持・向上させるよう努めています。
内部通報制度につきましては、社内に相談・通報窓口を設置して、社内の問題点を早期発見して対応するシステムを整備しています。
2．リスク管理体制の整備状況
当社では、リスク管理に関する規定を整備・充実し、情報セキュリティ、災害、営業に関するリスクに重点をおき、緊急対策が必要な事態が発生した場合に備え、迅速な問題解決を図ることができる体制を整備しています。
平常時には、内部統制委員会にて、コンプライアンス、リスク管理の評価と対応を行ない、リスク発生の予防を図っております。なお、災害対策マニュアルを事業所単位で備え付け、大規模な災害発生時には、直ちに災害対策本部を設置し、迅速な災害対策を実施する体制を整備しています。
3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備状況
代表取締役社長の責任のもと議案書並びに議事録として記録及び保存し、取締役会議事録につきましては、本店の執務室内の書庫で厳重に管理しています。
4．会計監査人の内部統制
当社は、監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。会計監査人は、監査役及び当社と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換、または意見交換を行ない、効果的かつ効率的な監査を実施しています。さらに、監査役は、会計監査人より「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知と説明を受けています。

また、監査役会は、当該会計監査人が会社法340条第1 項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により、監査役会が当該会計監査人を解任します。

5．グループ会社における業務の適正化を確保するための体制の整備状況

当社の子会社及び関連会社は、コンプライアンス及びリスク管理の責任者を設置しています。当該責任者は、当社の内部統制委員会に毎月1回出席しているほか、毎週開催される部長会に出席し、やまやグループとして、情報と知識を共有しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

●反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を、コンプライアンスガイドラインに明記し、「反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切に関係を遮断する」ことを基本方針としています。

●反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して、コンプライアンスガイドラインに明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。

社内体制としては、総務部が反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括し、組織的な取り組みを支援するとともに、都道府県警察本部等との連携等を行なっております。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、買収防衛策を必要としておらず、導入しておりません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の概要
1．当社は、広報･IR担当部署を社長室とし、会社情報の適時開示業務を行っています。
2．当社においては、社長室長が、取締役会のほか、部長会、開発会議、内部統制委員会など、社内の重要な意思決定を行う会議及び重要事項を審議する会議にはすべて出席し、社内および関係会社等の重要事項を迅速かつ適時適切に把握できる体制となっております。
また社長室長は経理部長･総務部長と常に連携を図り、適時開示に遺漏がおきないよう点検するとともに、必要に応じて社内関係部署と協議を行うなど、正確な情報の適時開示ができる体制を構築しております。
3．当社は「コンプライアンスガイドライン」「情報開示基本方針」を定め、会社をとり巻くすべてのステークホルダーの皆様に対して、企業情報を「適時に」「正確に」「わかりやすく」「公平に」開示し、企業経営の透明性を一層高めていくことを基本方針としています。また、インサイダー取引については、「内部者情報管理および内部者取引管理規程」を制定し、上場以来厳しい監視体制を維持しております。

その他の取り組み事項
当社では「未成年者喫煙禁止法」および「未成年者飲酒禁止法」に基づき、店舗におけるたばこ･酒の販売適正化に取り組んでおります。具体的には店舗販売時における注意点を記載したマニュアルを整備し、関係部門を通じ店舗販売員への周知･徹底を図るとともに、未成年者による喫煙･飲酒が禁止されている旨を店舗に掲示し、違反を未然に防止いたしております。

コーポレート・ガバナンス体制図　2018.07.01

